

お買物愛市 地産地消 運動 展開中!!

お買い物
ご飲食
ご用命は
市内で!

企業を育て地域を伸ばす商工会議所

FRONTIER

TOWADA CHAMBER OF COMMERCE AND INDUSTRY

十和田商工会議所ニュース

商工会議所広報 市民版

■発行／十和田商工会議所
〒034-8691 十和田市西二番町4-11
電話 (0176) 24-1111 F A X 24-1563
U R L <http://www.towada.or.jp>
E-mail towada@towada.or.jp

■発行人／稲本 純一
■平成17年5月22日発行

まちづくりとTMO情報



新市まちづくり計画の中で進められている「(仮称)教育福祉総合プラザの設置(以下・プラザ)」に伴い、前亀屋跡へ同プラザの立地整備を実現していただきたいと昨年12月、市へ要望書を提出しましたが、3月に開催された市議会定例会で中野渡市長は「亀屋跡地については、重要課題と認識しながらも、現時点では先行取得は考えていない」と答弁。それを受け当所では、市議会観光経済常任委員会(以下・常任委員会)の委員にTMO計画と亀屋跡地へのプラザ誘致の必要性和理解を深めてもらう目的で4月18日、情報交換会を開催しました。

(仮称)教育福祉総合プラザ誘致について情報交換

同情報交換会には、当所三役、七丁目ウエスタンの会員、当所十和田TMO委員らと、そして常任委員会側から江渡龍博委員長をはじめ9名の委員が出席。川上専務理事から、市が策定した基本計画からTMO構想が認定されるまでの経過と、現在進めているTMO計画のハード面とプラザ立地整備の要望と並行した併設ショッピングゾーン計画(下記表及びイメージ図)の構成などについて説明し、懇談に入りました。

常任委員からは、「プラザの設置に併設ショッピングゾーン計画は、まちの賑わいにはかなり効果的だが、実現性という点で弱いのではないか」「なぜ、亀屋跡地へのプラザ建設が必要なのか伝

わってこない」など厳しい意見が聞かれました。一方、稲本会頭は「街なかの活気、賑わいを取り戻すためには、プラザ誘致が必要であり、是非、実現したい」と理解を求めました。

併設ショッピングゾーン計画の事業実施主体である七丁目ウエスタンの会では、3月に開催した説明会で5名の事業参画者を加えた新たな組織で計画実現に向け動き出しており、当所においても今年度、TMO計画策定を最重点事業に位置付け積極的に事業展開していきます。

なお、十和田TMOが今年度実施する6つのソフト事業は右記のとおりです。

●ショッピングゾーン計画の構成

想定ゾーン	施設概要
マーケットゾーン	物販エリア (仮称)教育福祉総合プラザを利用する高齢者施設利用者、中心市街地周辺居住者等のための日用品の品揃えを主とする。
	飲食エリア ダイニング感覚で誰にでも手軽に飲食ができるところ。
	サービスエリア 日常的な生活サービス。
	多目的ホール 室内型小集会対応で、市民の老若男女のコミュニケーション形成等に活用。
付帯ゾーン	ユーティリティ ユニバーサルなトイレ・湯沸し等で、マーケットゾーンの付帯施設。
	アトリウム (中庭風の広場) 四季を通じて使える屋内型イベント広場。(仮称)教育福祉総合プラザゾーン、マーケットゾーン、また市民や他団体が利用できる。
	駐車場・駐輪場 各ゾーン利用者のための駐車・駐輪スペース。

●ショッピングゾーン計画 イメージ図



平成17年度日本商工会議所検定試験のお知らせ (当所実施分のみ、 関連団体の検定含む)

各種検定		回 次	検定日	受付期間	受験料 (税込み)	
簿 記	1 ～ 4 級	第111回	11/20(日)	9/30(金)～10/21(金)	1 級 7,140円	2 級 4,080円
	2 ～ 4 級	第112回	H18. 2/26(日)	H18. 1/5(木)～1/25(水)	3 級 2,040円	4 級 1,530円
ビジネスコン ピューティング	3 級		7 / 3 (日)	5 /27(金)～ 6 /14(火)	1 級14,000円	2 級10,190円
	2 級	第15回	9 /11(日)	7 /13(水)～ 8 /16(火)	3 級 6,120円	
	1 ～ 3 級	第 8・16回	H18. 2/19(日)	12/15(木)～H18. 1/13(金)		
日 本 語	3 級		7 / 2 (土)	5 /27(金)～ 6 /14(火)	1 級 9,690円	2 級 8,160円
文 書 処 理	1 ・ 2 級	第21・36回	10/ 2 (日)	8 /19(金)～ 9 / 9 (金)	3 級 6,120円	
技 能	3 級		11/12(土)	9 /26(月)～10/13(木)		
販 売 士	3 級	第56回	7 / 9 (土)	5 /26(木)～ 6 /16(木)	1 級 7,140円	2 級 5,100円
	2 級	第33回	10/ 5 (水)	8 /22(月)～ 9 /12(月)	3 級 3,570円	
	1 ・ 3 級	第33・57回	H18. 2/15(水)	12/20(火)～H18. 1/23(月)		
珠 算	準級・下級・暗算		8 / 7 (日)	6 /27(月)～ 7 /15(金)	1 級 2,040円	2 級 1,530円
	段位・1～3級	第85・175回	10 /23(日)	8 /29(月)～ 9 /23(金)	3 級 1,330円	
	準級・下級・暗算		12/11(日)	10/24(月)～11/11(金)	4 ～ 6 級 920円	7 ～10級 820円
	段位・1～3級	第86・176回	H18. 2/12(日)	12/5(月)～H18. 1/6(金)	準1級 1,730円	準2級 1,430円 暗 算 820円

※日本語文書処理技能検定試験(3級)、ビジネスコンピューティング検定試験(3級)につきましては、原則として上記の年2回実施。その他希望に応じて随時施行致します。
(機械設備があり10名以上の団体申込みに限ります)
その場合検定施行日を指定し、実施日の前月1日から15日までの期間に当所備え付けの申込み用紙にてお申込み下さい。詳しくは下記までご連絡下さい。
十和田商工会議所 〒034-8691 十和田市西二番町4-11 ☎0176-24-1111 FAX 0176-24-1563

十和田市春まつり閉幕

満開の桜に87,000人訪れる

4月20日から開幕した十和田市春まつりは、予想外に気温が上らず、基準木である当所前のソメイヨシノの開花が遅れ、昨年より11日遅い27日に開花宣言をしました。十和田市観光協会では、遅咲きの桜に対応するため、まつり期間を5月8日まで延長。大型連休に合わせ、満開となった日本の道百選の駒街道や中央公園緑地の桜並木には、県内外からの観光客や花見客で賑わっていました。同観光協会では、会期中の入出を約87,000人と発表しました。



川取水口をスタートし奥入瀬川に沿って歩く参加者

太素ウォーク 2005 桜、青嵐、開拓の大地を歩く

5月3日には、十和田市開拓の祖、新渡戸傳・十次郎親子が築いた稲生川を歩く「太素ウォーク 2005」が開催され、小学生からお年寄りまで約200人が参加しました。当日は好天にも恵まれ、

稲生川取水口を9時30分に出発。22キロと14キロのコースを国営水路や幻の穴堰などを見学しながらゴールである太素塚を目指しました。無事たどり着いた参加者たちは、完歩証と太素ウォーク特製バンダナを受けとり、流した汗を胸に、日頃味わえない達成感と充実感に浸っていました。



毎年、趣向を凝らした催し物で楽しませてくれる三本木高校吹奏楽部の皆さん

太素祭 開拓の志士に感謝を捧げる

5月3日から5日までの3日間、太素塚境内では、毎年恒例の太素祭が開催され、境内に設けられた特設ステージでは、十月会による琴の演奏会を皮切りに三味線の演奏会や十和田市民俗芸能発表会、RABラジオの太素祭カラオケ選手権大会など、多彩なイベントが開催されました。特に人気のキャラクターショーには、多くの家族連れが訪れ太素塚境内は大変な賑わいでした。



和田先生（写真左側）の指導を熱心に聞き入る参加者

新緑の奥入瀬を撮る

5月15日、十和田市観光協会主催の第3回十和田市写真撮影会及び講習会が新緑の奥入瀬渓流と当所を会場に開催されました。撮影会当日は、時折雨が降りしきる悪コンディションの中、講師の和田光弘先生は、38名の参加者に晴天時や曇天時の光（影）の濃淡や雨のしずくの表現方法などを熱心に指導していました。

第5回十和田市写真コンテスト

...Camera eye 2005 十和田 now...

十和田市の風景や行事等の写真を広く募集します。ただし、未発表作品に限ります。

《サイズ》カラープリント四ツ切サイズ（ワイド四つ切）、35mmのスライド、プロニーサイズスライド可、入選作品の著作権は主催者に帰属し返却はしません。（出品料無料、1人何点でも出展可）

《応募期限》平成17年11月30日（水）必着

《賞》十和田市内と十和田湖・奥入瀬・八甲田の部門ごとに一席・賞金5万円、二席3万円、三席2万円、入選、佳作

【申込・お問合せ】

十和田市観光協会事務局（商工会議所内）

〒034-8691 十和田市西二番町4-11

TEL 24-1111 FAX 24-1563

中心市街地で舞う！

2005とわだYosakoi夢まつり



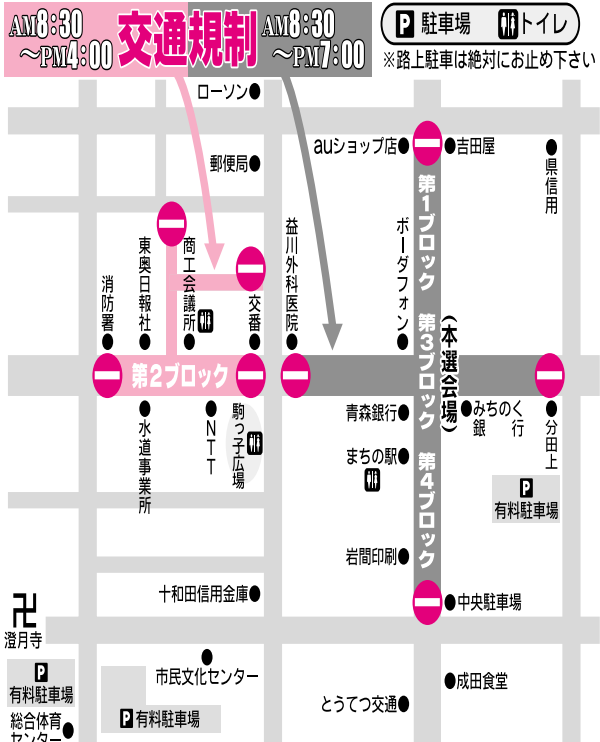
前年度 大賞チーム「花嵐桜組」

今年も踊り手たちが鳴子を手に、軽快なリズムで華麗な舞を競う「2005とわだYosakoi夢まつり」が開催されます。今回は、中心市街地にぎわい特区を活用し、十和田市官庁街通り（駒街道）と旧国道4号（三本木大通り）を1ブロックから4ブロックに分けて予選、本選を競います。当日は、右記のとおり交通規制が行われますのでご協力をお願い致します。

開催日程 7月10日（日）
9:30より開会式（雨天決行）
開催場所 予選／官庁街通り（駒街道）・旧国道4号（三本木大通り）1～4ブロック
本選／旧国道4号（三本木大通り）3ブロック交差点
開催時間 予選/10:00～15:00 本選/15:30～17:10
表彰式・フィナーレ/17:20～18:00

後援（予定） 十和田市・十和田市教育委員会・十和田商工会議所・十和田市観光協会・十和田商工会議所青年部・十和田青年会議所・十和田市商店街振興組合連合会・東奥日報社・デーリー東北新聞社・青森放送・青森テレビ

◆お問合せ◆ とわだYosakoi夢まつり実行委員会
（十和田商工会議所内 ☎24-1111）
<http://www.towada.or.jp/yosakoi>



経営安定を図ろうとする県内の中小企業の方へお知らせ

お申込・お問合せは 当所中小企業相談所 ☎24-1111

平成17年度「中小企業セーフティネット資金」の概要

融資対象者	①倒産した企業に対し売掛債権等を有している者 ②倒産した企業との取引依存度が10%以上である者 ③倒産企業等から事業を承継するもの ④最近3か月間の売上高（受注高）又は経常利益が過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して10%以上減少している者 ⑤地震、大雨災害等突発的な事態の発生により、経営の安定に支障を生じている者 ⑥青森県中小企業再生支援協議会の支援を受けて経営再生計画した者
資金使途	運転資金（融資対象者の③・⑤・⑥は運転資金及び設備資金）
融資限度額	融資対象者の①は3,000万円又は売掛債権額のいずれか低い額 ②は3,000万円 ③は1億円 ④は2,000万円 ⑤は3,000万円 ⑥は3,000万円又は経営再生計画における新規融資所要額の2分の1のいずれか低い額
融資期間	融資対象者の①～②は10年以内（うち据置2年以内）③は設備15年以内（うち据置3年以内）④は7年以内（うち据置1年以内）⑤は10年以内（うち据置2年以内）⑥は10年又は経営再生計画期間のいずれか短い期間以内（据置2年以内）
融資利率	年1.9%（融資対象者の⑥は金融機関所定利率）
保証料率	有担保保証 年0.95%（※1）、無担保保証 年1.05%（※1） 〔融資対象者の⑥は 有担保保証 年1.2%（※1）、無担保保証 年1.3%（※1）〕 経営安定関連保証（※2）等の特例保証に該当 年0.7% （融資対象者の⑥は年0.95%） 売掛債権担保融資保証に該当 年0.85% ※1 過去の返済状況等により、割引制度が適応される場合あり。 ※2 経営安定関連保証を利用するには、一定の要件に該当することを認定する市町村長の認定書が別途必要です。
保証人及び担保	保証人は1名以上とし、必要に応じて担保を徴求する。
推薦受付場所	十和田商工会議所 ※この融資制度の申込みに当たっては、商工会議所会頭の推薦書が必要です。 推薦は毎月5日・15日・25日に行います。
実施期間	平成17年4月1日～平成18年3月31日（最終推薦日は平成18年3月24日です）
取扱金融機関	青森県内に本店もしくは支店を有する金融機関のうち、この制度に賛同する金融機関

あなたも商工会議所の会員になりませんか

商工会議所では、各種の陳情・要望活動、会員交流、経営相談（金融・税務・労務等）、人材育成（検定・講習会等）、福利厚生（労働保険・共済等）、街づくり、地域振興等、その他関連事業として観光事業からインターネットプロバイダー代理店まで、皆様のお役に立つ事業を展開しています。

十和田市内で6ヶ月以上継続して事業を営む商工業者の方ならどなたでも入会できます。あなたのご入会をお待ちしております。

入会のお申込み・お問い合わせは

十和田商工会議所総務課 ☎24-1111まで

URL <http://www.towada.or.jp> E-mail towada@towada.or.jp

青森県
弁護士会

十和田法律相談センター

毎週火曜日 午後1時30分から4時まで 当所2階で開催

ただし、12月28日から翌年1月3日までの火曜日、祝日にあたる火曜日を除きます。

◆相談お申込み方法 ☎017-777-7285

青森県弁護士会へ電話でお申し込みください。夜間・休日を除きます。
手紙・FAXの場合は氏名・住所・電話番号を書いてください。

住所 青森市長島1丁目3番17号 阿保園ビル3階

FAX 017-722-3181

青森県弁護士会 法律扶助協会青森県支部

相続、離婚、借金、不動産、
交通事故、その他

なんでもご相談下さい
（相談料30分 5,000円）